

環境厚生委員会資料

健康福祉部

令和5年12月14日・15日

■条例案 1件

- 第140号議案 島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例
(健康推進課) … 1

■一般事件案 1件

- 第142号議案 権利の放棄について《島根県障害者自立支援特別対策
事業費補助金返還命令に係る返還金》
(障がい福祉課) … 2

■予算案 1件

- 第145号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第8号) [関係分]
(健康福祉総務課) … 3

■報告事項 12件

- 1 新型コロナウイルス感染症の状況等について
(感染症対策室) … 8
- 2 新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金の交付決定
取消について
(感染症対策室) … 17
- 3 へき地医療重点支援地区について
(医療政策課) … 18
- 4 第4期島根県がん対策推進計画(素案)について
(健康推進課) … 19
- 5 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度について
(高齢者福祉課) … 20
- 6 島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する
基本的な計画(素案)について
(青少年家庭課) … 22
- 7 しまね結婚・子育て市町村交付金の子ども医療費に係る財源活用
状況について
(健康推進課、子ども・子育て支援課) … 24

- 8 子育て支援策に関する市町村の意向確認について
(健康推進課、子ども・子育て支援課) …26
- 9 島根県障がい者基本計画(素案)について
(障がい福祉課) …27
- 10 第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画
(素案)について
(障がい福祉課) …28
- 11 障害者相談支援事業等の委託に係る消費税の取扱いについて
(障がい福祉課) …29
- 12 マイナンバー情報の総点検(障害者手帳、障害者自立支援医療)
について
(障がい福祉課) …30

【別冊資料】

- 資料1 第4期島根県がん対策推進計画(素案)
- 資料2 島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(素案)
- 資料3 島根県障がい者基本計画(素案)
- 資料4 第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画(素案)
- 資料5 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」宣言書

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号。以下「改正政令」という。）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

引用する条項の整理（条例第8条第3項第4号関係）

（改正前）算定政令第4条の6第3項

（改正後）算定政令第4条の7第3項

3 施行期日

令和6年1月1日

（改正政令の施行日と同日）

4 参考

算定政令の改正概要

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の保険料を公費により免除する制度に係る条文【第4条の5】の追加

権利の放棄について

1. 債権の名称

島根県障害者自立支援特別対策事業費補助金（職場実習促進事業）返還金

2. 債務者名

特定非営利活動法人竹でだんだんしまね 理事長 澤田 浩

3. 放棄する権利の内容

平成24年6月15日付平成21年度島根県障害者自立支援特別対策事業費補助金（職場実習促進事業）返還命令に係る返還金の未償還額3,892,000円及びこれに係る附帯債務の請求権

4. 債権発生年月日

平成24年6月15日 補助金返還命令（納入通知書発送）

5. 債権の経緯

- 障がい者の工賃向上のため、障がい者就労支援施設から実習生を受け入れる企業等に対する県の補助事業について、債務者である法人が養鶏卵の洗卵等作業施設を整備し、障がい者就労支援施設から実習生を受け入れ、卵のパック詰め作業を行う計画に係る補助申請を平成21年10月8日に県に提出し、県はその設備整備と機械改修に対し平成21年10月13日に補助金の交付決定を行った。
- 法人が、洗卵等作業施設への卵の供給元として別途計画していた養鶏事業が実施困難となり、計画された実習生による作業の実施が見込まれなくなったことから、平成24年6月15日に補助金の交付決定を取り消し、以後、補助金の返還を求める。
- 松江市が法人の活動実績がないために令和5年2月27日にNPO法人の認証取消しを行い、法人が解散となった。

6. 債権放棄の理由

- 松江市によりNPO法人の認証取消しが行われ、法人が解散となった。
- 法人に対して財産調査を行った結果、無資力又はこれに近い状態にあり、相当の期間を経ても資力が回復しないと判断したため。

令和5年度11月補正予算案(追加提案分)
(健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

| 課名 | 補正前の額 | | 補正額 | | 補正後の額 | |
|------------|-------------|------------|-----------|---------|-------------|------------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 健康福祉総務課 | 3,192,246 | 2,591,119 | 0 | 0 | 3,192,246 | 2,591,119 |
| 地域福祉課 | 1,193,948 | 988,409 | 4,532 | 4,532 | 1,198,480 | 992,941 |
| 医療政策課 | 11,917,186 | 8,044,369 | 194,968 | 144,610 | 12,112,154 | 8,188,979 |
| 健康推進課 | 21,165,174 | 19,523,629 | 0 | 0 | 21,165,174 | 19,523,629 |
| 高齢者福祉課 | 17,062,643 | 14,609,303 | 787,181 | 475,233 | 17,849,824 | 15,084,536 |
| 青少年家庭課 | 3,250,140 | 2,188,243 | 6,827 | 6,177 | 3,256,967 | 2,194,420 |
| 子ども・子育て支援課 | 9,573,057 | 9,240,137 | 2,400 | 700 | 9,575,457 | 9,240,837 |
| 障がい福祉課 | 11,130,176 | 9,035,344 | 202,332 | 82,950 | 11,332,508 | 9,118,294 |
| 薬事衛生課 | 1,724,154 | 388,216 | 0 | 0 | 1,724,154 | 388,216 |
| 感染症対策室 | 25,490,197 | 6,104,065 | 0 | 0 | 25,490,197 | 6,104,065 |
| 健康福祉部計 | 105,698,921 | 72,712,834 | 1,198,240 | 714,202 | 106,897,161 | 73,427,036 |

■令和5年度11月補正予算案(追加提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

| 課名 | 議案事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正額の財源内訳 | | | | 一般財源 | |
|------------|-----------------------|-------------|-----------|-------------|--|-------|-----|----|------|---------|
| | | | | | 国庫 | 分・負・寄 | 使・手 | 県債 | | その他 |
| 健康福祉部 | | 105,698,921 | 1,198,240 | 106,897,161 | 484,038 | 0 | 0 | 0 | 0 | 714,202 |
| 地域福祉課 | | 1,193,948 | 4,532 | 1,198,480 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,532 |
| 1 | 災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費 | 19,571 | 4,532 | 24,103 | ・保護施設等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 医療政策課 | | 11,917,186 | 194,968 | 12,112,154 | 50,358 | 0 | 0 | 0 | 0 | 144,610 |
| 1 | 看護師等確保対策事業費 | 87,302 | 50,358 | 137,660 | ・看護補助者の処遇改善事業 | | | | | |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 | 832,320 | 144,610 | 976,930 | ・医療機関等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 高齢者福祉課 | | 17,062,643 | 787,181 | 17,849,824 | 311,948 | 0 | 0 | 0 | 0 | 475,233 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 | 1,220,784 | 475,233 | 1,696,017 | ・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 2 | 介護職員処遇改善事業費 | 0 | 311,948 | 311,948 | ・介護職員処遇改善事業 | | | | | |
| 青少年家庭課 | | 3,250,140 | 6,827 | 3,256,967 | 650 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,177 |
| 1 | 施設入所児童支援事業費 | 1,547,004 | 6,827 | 1,553,831 | ・児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業 5,727 ・児童福祉施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業 1,100 | | | | | |
| 子ども・子育て支援課 | | 9,573,057 | 2,400 | 9,575,457 | 1,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 700 |
| 1 | 保育所等運営支援事業費 | 5,630,185 | 2,400 | 5,632,585 | ・私立幼稚園における性被害防止対策に係る設備等支援事業 300 ・認可外保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業 2,100 | | | | | |
| 障がい福祉課 | | 11,130,176 | 202,332 | 11,332,508 | 119,382 | 0 | 0 | 0 | 0 | 82,950 |
| 1 | 障がい者地域生活支援事業費 | 638,205 | 80,975 | 719,180 | ・障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 2 | 障がい児施設等給付費 | 1,353,176 | 5,925 | 1,359,101 | ・障がい児施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業 | | | | | |
| 3 | 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業費 | 0 | 115,432 | 115,432 | ・福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業 | | | | | |

□繰越明許費補正(一般会計)

| | 議 案 事 業 名 | 令和6年度への繰越額(千円) | | | 内 容 | 所管課 |
|---|-----------------------|----------------|---------|---------|-----------------------|--------|
| | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | |
| 1 | 看護師等確保対策事業費 | 0 | 50,358 | 50,358 | ・看護補助者の処遇改善事業 | 医療政策課 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 | 0 | 152,500 | 152,500 | ・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業 | 高齢者福祉課 |
| 3 | 介護職員処遇改善事業費 | 0 | 311,948 | 311,948 | ・介護職員処遇改善事業 | |
| 4 | 障がい者地域生活支援事業費 | 0 | 50,200 | 50,200 | ・障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業 | 障がい福祉課 |
| 5 | 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業費 | 0 | 115,432 | 115,432 | ・福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業 | |

【11月補正（追加提案分）（健康福祉部所管分）】

補 正 項 目

1 エネルギー価格・物価高騰対策

(単位:千円)

| No | 事業名 | 予算額 | 説 明 | 所管課 | | | |
|-------------------------|--------------------------------|---------|---|--|---------|---|--------------------|
| 1 | 医療機関及び社会福祉施設等に対する食材料費緊急支援事業 | 508,377 | 食材価格高騰の影響を受けている県内の医療機関、高齢者福祉施設、障がい福祉施設等に対して、応援金（食材料費）を支給 | 地域福祉課 医療政策課 高齢者福祉課 青少年家庭課 障がい福祉課 | | | |
| | | | | | 区分 | 対象施設 | 支給額 |
| | | | | | 医療機関 | 病院、有床診療所 | 1病床当たり 17,400円 |
| | | | | | 高齢者福祉施設 | 入所施設（グループホーム、特定施設を含む）、短期入所施設、多機能型施設（宿泊サービス分に限る） | 定員1人当たり 20,600円 |
| | | | | | 障がい福祉施設 | 入所施設 | |
| | | | | | 児童養護施設等 | 入所施設、里親 | |
| | | | | | 救護施設 | 入所施設 | |
| ※ 市町村立（公設民営を含む）施設は支給対象外 | | | | | | | |
| 2 | 高齢者・障がい福祉施設等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 | 202,700 | エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等を支援する予算を増額 [助成率] 1/2 [助成額] 20～200万円 | 高齢者福祉課 障がい福祉課 | | | |

2 その他

(単位:千円)

| No | 事業名 | 予算額 | 説明 | 所管課 | | | | | | | | |
|---|--------------------------|---------|--|--------------------------------|------|-----|--------------------------------------|------------------|---------|---|-------------|--|
| 3 | 医療・介護・障がい福祉分野の職員に対する処遇改善 | 477,738 | <p>看護補助者、介護・障がい福祉現場の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための補助金を医療機関、事業所等に交付</p> <p>[交付対象の職種]</p> <p>①病院及び有床診療所の看護補助者 ②介護サービス事業所・施設の介護職員 ③障がい福祉サービス事業所等の福祉・介護職員</p> <p>[交付対象の期間] R6年2～5月 [負担割合] 国10/10</p> | 医療政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課 | | | | | | | | |
| 4 | 保育所等における性被害防止対策事業 | 9,425 | <p>保育所等における性犯罪防止対策として、プライバシー保護のパーテーションや保護者の安心に応えるカメラ等の設置に必要な経費の支援を実施</p> | 青少年家庭課 子ども・子育て支援課 障がい福祉課 | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>負担割合</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可外保育施設、児童養護施設等、障がい児入所施設、障がい児通所支援事業所</td> <td>国1/2・県1/4・設置者1/4</td> <td rowspan="2">10万円/施設</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、特別支援学校</td> <td>国1/2・設置者1/2</td> </tr> </tbody> </table> | 対象施設 | 負担割合 | 基準額 | 認可外保育施設、児童養護施設等、障がい児入所施設、障がい児通所支援事業所 | 国1/2・県1/4・設置者1/4 | 10万円/施設 | 児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、特別支援学校 | 国1/2・設置者1/2 | |
| 対象施設 | 負担割合 | 基準額 | | | | | | | | | | |
| 認可外保育施設、児童養護施設等、障がい児入所施設、障がい児通所支援事業所 | 国1/2・県1/4・設置者1/4 | 10万円/施設 | | | | | | | | | | |
| 児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、特別支援学校 | 国1/2・設置者1/2 | | | | | | | | | | | |

新型コロナウイルス感染症の状況等について

1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等（10月30日～12月3日）

| 圏域 | | 松江 | 雲南 | 出雲 | 県央 | 浜田 | 益田 | 隠岐 | 合計 | 患者 実数 |
|-----------------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 定点医療機関数（か所） | | 11 | 3 | 9 | 3 | 5 | 5 | 2 | 38 | |
| 定点あたり 患者数（人） | 10/30～11/ 5 | 1.55 | 1.33 | 1.67 | 0.33 | 3.00 | 1.80 | 0.50 | 1.63 | 62 |
| | 11/ 6～11/12 | 1.09 | 1.67 | 2.33 | 0.33 | 1.20 | 1.60 | 2.00 | 1.50 | 57 |
| | 11/13～11/19 | 0.91 | 1.33 | 1.22 | 1.00 | 0.40 | 1.00 | 2.00 | 1.03 | 39 |
| | 11/20～11/26 | 1.27 | 1.00 | 2.67 | 0.33 | 2.60 | 0.20 | 1.00 | 1.53 | 58 |
| | 11/27～12/ 3 | 1.00 | 1.00 | 2.56 | 0.00 | 3.20 | 0.80 | 0.50 | 1.53 | 58 |

※感染症患者の発生状況
別紙1～7のとおり

2. クラスターの発生状況（10月30日～12月3日）

| 週別 | 区分 | 高齢者 福祉施設 | 学校 (部活含む) | 医療機関 | 児童 福祉施設 | 障がい者 福祉施設 | 計 |
|-------------|----|-------------|--------------|------|------------|--------------|----|
| 10/30～11/ 5 | | 5 | | | | 1 | 6 |
| 11/ 6～11/12 | | 4 | | 1 | 1 | | 6 |
| 11/13～11/19 | | | | 1 | | | 1 |
| 11/20～11/26 | | | 2 | 1 | | | 3 |
| 11/27～12/ 3 | | 2 | | 2 | | | 4 |
| 計 | | 11 | 2 | 5 | 1 | 1 | 20 |

3. 病床の確保・使用状況（12月4日時点）

| | |
|------------------|----|
| 入院者数（人） | 57 |
| うち重症（人） | 0 |
| うち中等症Ⅱ（人） | 5 |
| うち中等症Ⅰ・軽症・無症状（人） | 52 |

4. 病院における診療制限等の発生状況（10月30日～12月3日） 各週月曜日時点の状況

0件（発生なし）

5. 消防本部における救急搬送困難事案の発生状況（10月30日～12月3日）

8件（週別内訳）

| | |
|-------------|----|
| 10/30～11/ 5 | 1件 |
| 11/ 6～11/12 | 1件 |
| 11/13～11/19 | 3件 |
| 11/20～11/26 | 2件 |
| 11/27～12/ 3 | 1件 |

6. ワクチン接種について

(1) 令和5年度秋開始接種

- ・対象者：初回接種を終了した生後6カ月以上のすべての方
- ・ワクチンの種類：ファイザー社、モデルナ社、武田社(ノババックス)、第一三共社
 ※武田社(ノババックス)、第一三共社は12歳以上の方が対象
 ※武田社(ノババックス)は従来型ワクチン、その他はオミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン

【12月3日時点の実績】

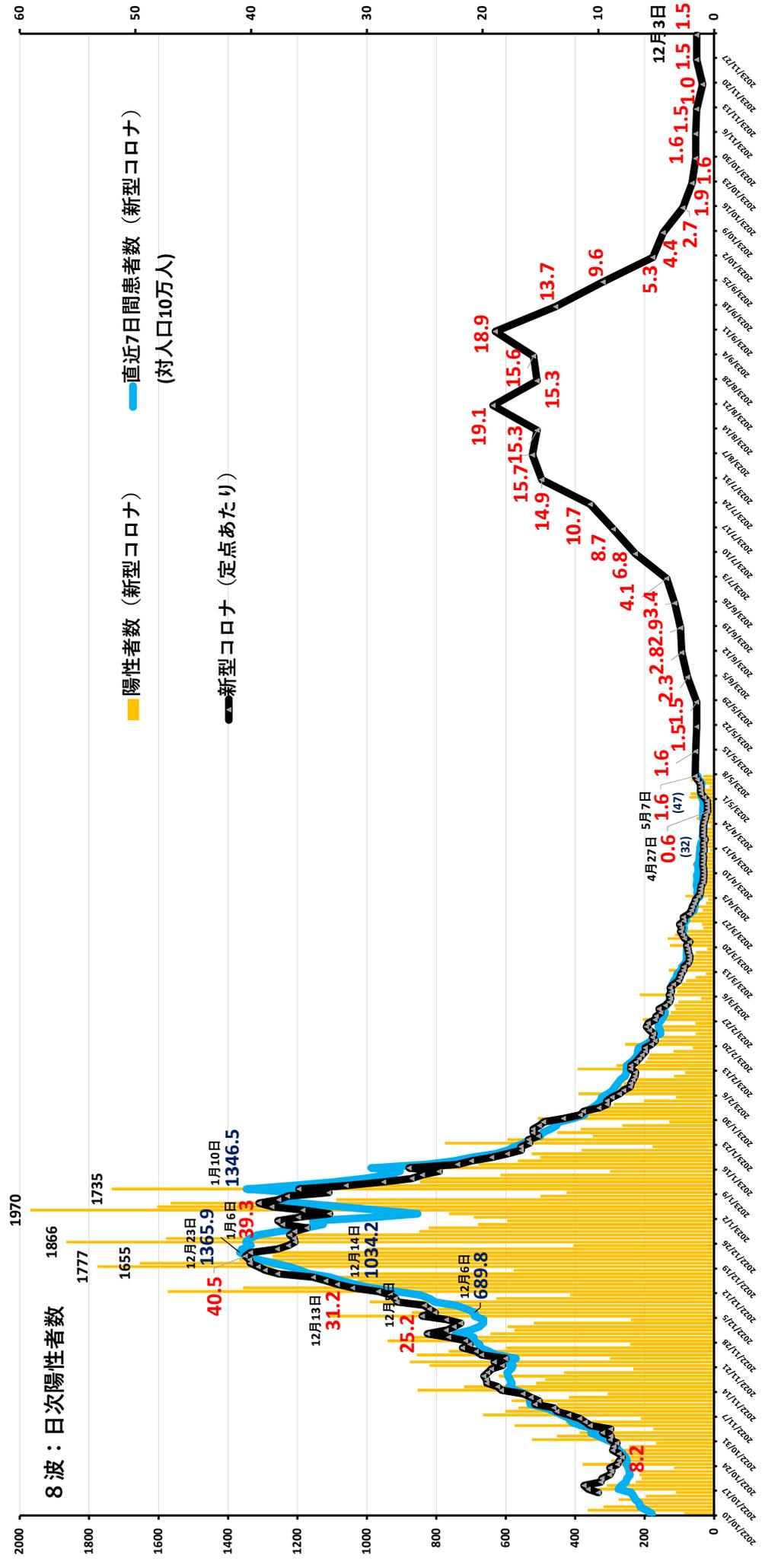
| | 全年齢 | | 高齢者 | |
|-----|------------|-------|------------|-------|
| | 回数 | 接種率 | 回数 | 接種率 |
| 島根県 | 154,330 | 23.4% | 109,570 | 48.1% |
| 全国 | 22,232,444 | 17.7% | 15,636,067 | 43.6% |

(2) 令和6年度以降の接種(方針)

- ・国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、特例臨時接種を令和5年度末で終了し、令和6年度以降は定期接種として実施する方針を決定。

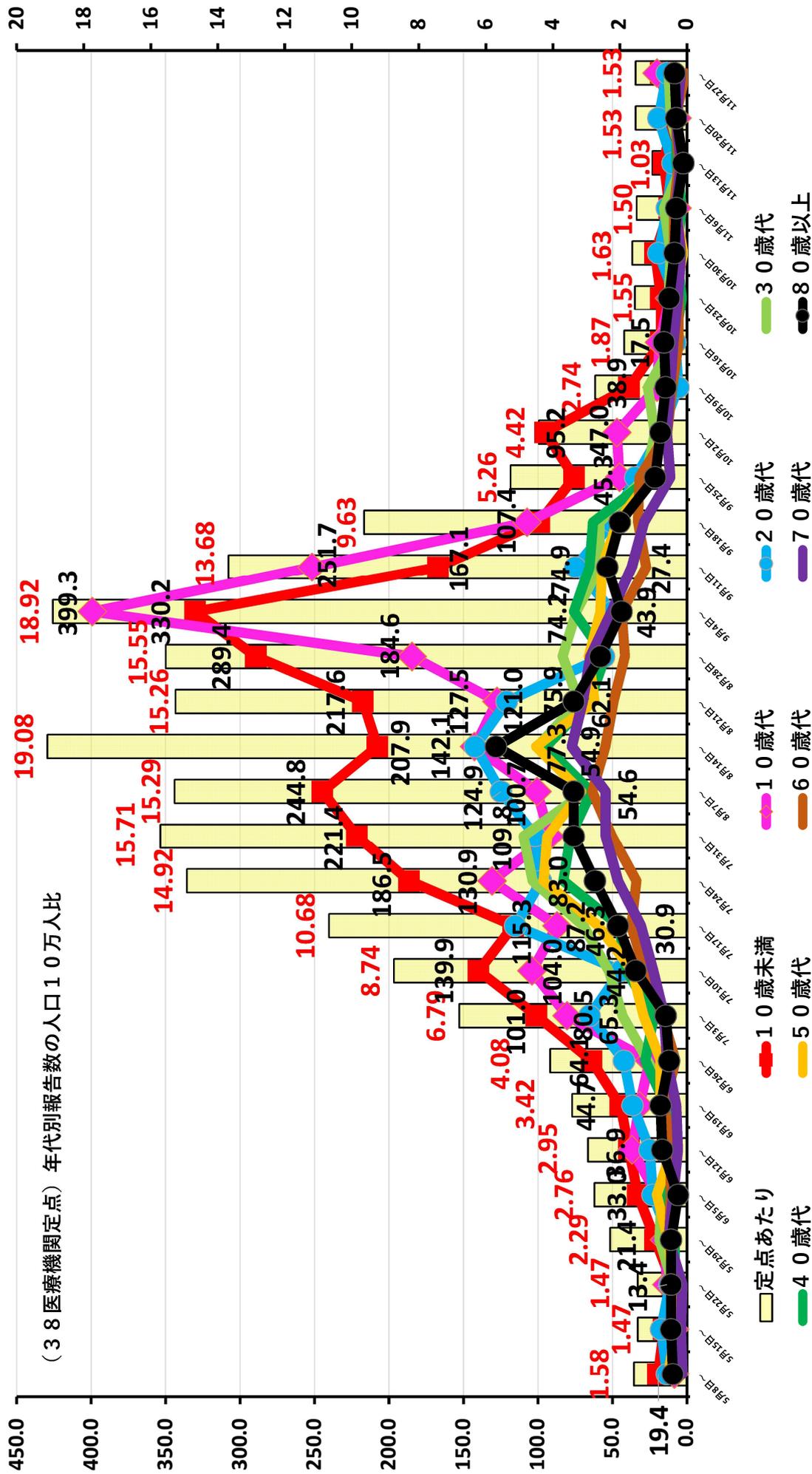
| | |
|-------------|---|
| 定期接種 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者・60～64歳で一定の基礎疾患を有する方 (インフルエンザワクチンと同様の対象者) ⇒定期接種の対象者以外であっても、任意接種として接種の機会を得ることは可能 |
| タイミング | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、秋冬 |
| 用いる ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ・流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を毎年選択 |

県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年10月10日以降）



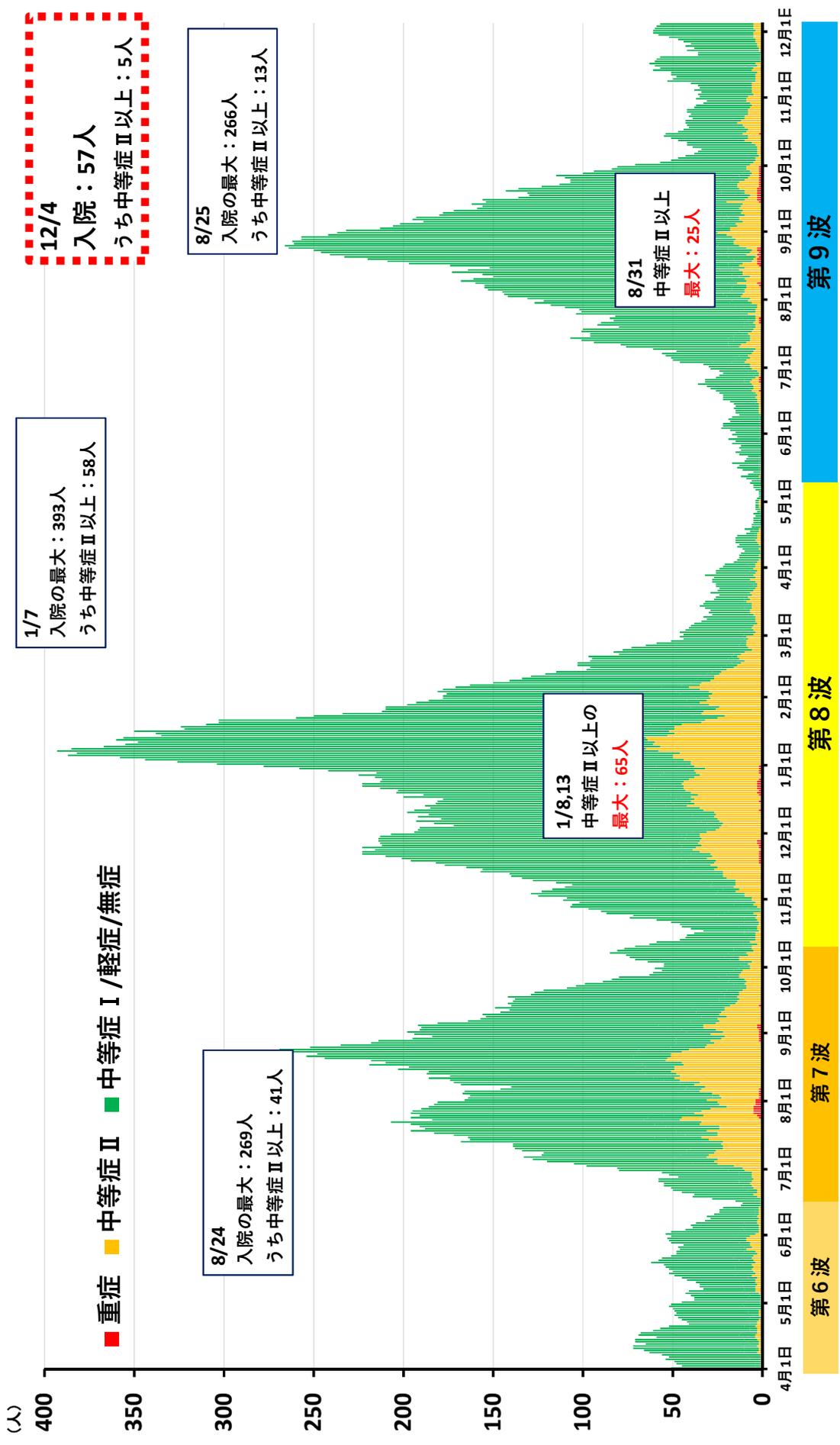
※鳥根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症患者発生状況



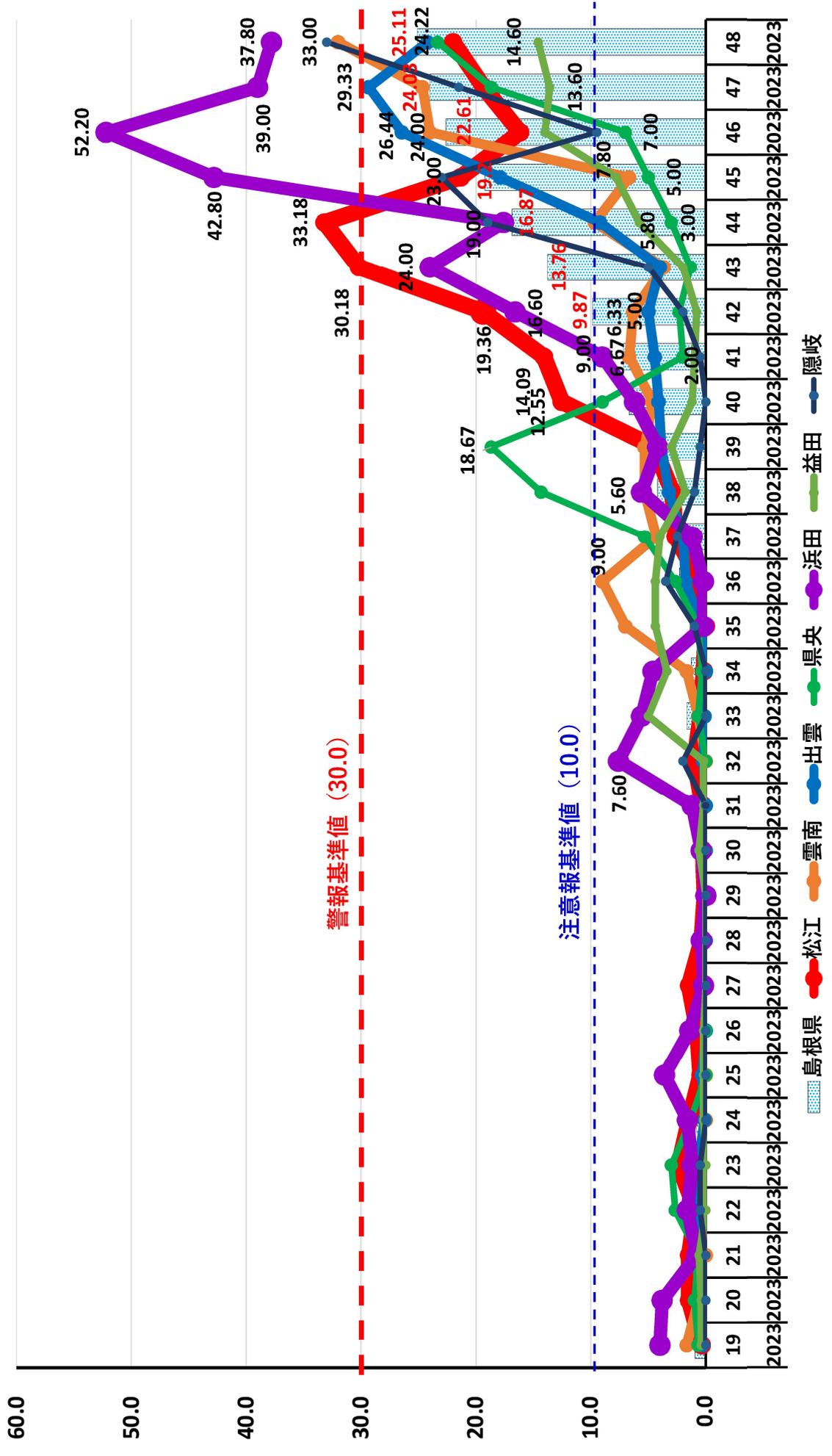
※島根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症入院者数の推移（6－9波）



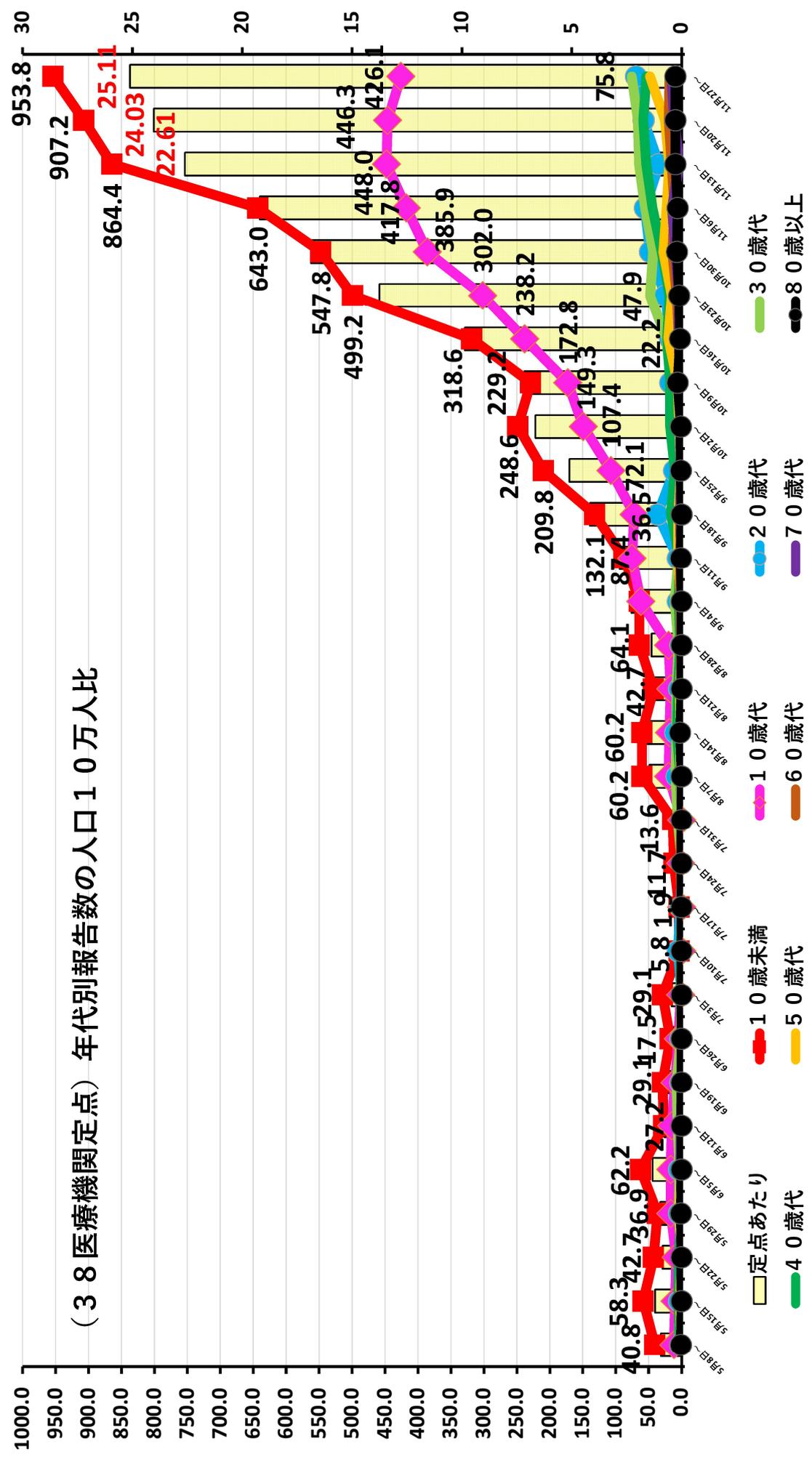
※鳥根県感染症対策室資料

【参考】県内の季節性インフルエンザ発生状況（保健所別）



※島根県感染症対策室資料

【参考】県内の季節性インフルエンザ発生状況



※島根県感染症対策室資料

新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金の 交付決定取消について

1. 概要

県が令和3年12月27日から令和5年5月7日の間に実施した標記事業について、同事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、下記の事業者に対して補助金の交付決定の取り消しを行った

2. 対象事業者

- (1)事業者名：株式会社メディトランセ
- (2)所在地：東京都新宿区北新宿一丁目4番7号
- (3)代表者：代表取締役 加藤 篤彦
- (4)島根県内に開設された検査所数：5か所
（所在地別内訳）松江市内2か所、出雲市内2か所、大田市内1か所

3. 交付決定の取消等の内容

- (1)内容 交付分にかかる交付決定取消及び返還命令、未交付分にかかる不交付決定
- (2)取消等を行った日 令和5年12月12日
- (3)理由 次に掲げる事項が交付要綱第9条第1項第2号に規定する「補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合」に該当するため
 - ①株式会社メディトランセの取引先事業者が、株式会社メディトランセの名義を使用して、登録を受けるための実施計画書の提出及び補助金交付申請を行ったこと
 - ②株式会社メディトランセは、自らは本事業の事業主体でない認識であるにも関わらず、島根県から交付した補助金交付決定通知書を受領した上で、自らの口座において補助金の交付を受けたこと
- (4)返還命令額 82,392,000円
（年度別内訳）令和3年度分 1,863,000円（検査件数162件）
令和4年度分 80,529,000円（検査件数9,770件）
- (5)不交付決定額 令和5年度分 1,166,500円（検査件数139件）

【参考】新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業

県の登録を受けた事業者が県内に設置する検査拠点において、検査対象となる者が無料で新型コロナウイルス感染症の検査を受けることができるよう、登録事業者に対して補助金を交付する事業

実施期間：令和3年12月27日から令和5年5月7日
登録事業者数：26事業者
検査所数：75か所
検査件数：224,983件
※上記2の事業者分を除く

へき地医療重点支援地区について

1 へき地医療重点支援地区の概要

(1)背景

- ・ 島根県では、県内 24 病院を地域医療拠点病院に指定し、へき地の診療支援を実施しており、このうち3病院（加藤病院、益田医師会病院、隠岐病院）について国のへき地拠点病院運営費補助金を活用して支援を実施
- ・ R 5 年度から、中山間地域対策として、重点支援地区を設定し地域医療拠点病院の取組に対する支援を強化【R5 予算：49 百万円(対 R4：+10 百万円)】

(2)事業内容

- ・ 特に医療サービスが不足している中山間地域（重点支援地区）において、拠点病院が新たに実施する以下の取組について、国のへき地拠点病院運営費補助金を活用して支援

| | |
|-------|---|
| ○補助率 | 国 1/2 県 1/2 活動内容ごとに基準額あり、赤字部分（不採算）が支援対象 |
| ○対象経費 | 巡回診療、医師派遣等の無医地区等の診療に必要な経費 |
| ○その他 | 重点支援地区は、中山間地域※において、市町村や医療機関、保健所など関係者で支援が必要と合意が得られた地域 ※中山間地域 島根県中山間地域活性化基本条例第2条に定める地域 |

2 へき地医療重点支援地区の指定

鹿足郡（津和野共存病院の取組を支援）

(1)指定理由

- ・ 医療機関が限られ医療サービスが不足しており、地域外の医療機関から遠距離
- ・ 医師の不足や高齢化、医療機関の厳しい経営状況など、医療提供体制に大きな課題
- ・ 津和野共存病院を中心に、無医地区での巡回診療の開始（木部地区）や吉賀町の医療機関に対する医師派遣等の新たな取組みを実施
- ・ 令和5年11月13日 益田地域保健医療対策会議において圏域関係者の合意済み

(2)今後の予定

- ・ 国の補助金交付決定に併せて重点支援地区に指定

参考：津和野共存病院の概要

病床数：49 床（一般、療養） 所在地：津和野町

開設者：津和野町 院長：木谷光博 指定管理者：医療法人橘井堂（理事長 三輪茂之）

関連施設：日原診療所、介護老人保健施設せせらぎ など

六日市病院及びよしかクリニック（吉賀町）に医師を派遣

第4期島根県がん対策推進計画（素案）について

1. 計画の概要

(1) 位置付け

- ・がん対策基本法（平成18年法律第98条）第12条第1項で策定するものとされている都道府県がん対策推進計画

(2) 改定の趣旨

- ・現計画が令和5年度までの計画期間となっており、現計画の実績を評価するとともに、令和5年3月に閣議決定された国のがん対策推進基本計画を踏まえて新たな計画を策定

(3) 計画期間

- ・令和6年度～令和11年度（6年間）

2. 主な内容

(1) 主な数値目標

がんの年齢調整死亡率の減少（75歳未満人口10万対）

| | 当初計画策定時① 平成17年 | 現状値 令和3年 (※令和4年速報値) | 目標値② 令和9年 | 当初計画策定時 からの減少率 (①-②/①) % | 参考値 令和11年 |
|----|-------------------|---------------------------|--------------|--------------------------------|--------------|
| 男性 | 131.5 | 91.6 (※82.6) | 81.1 | 38.3% | 79.0 |
| 女性 | 60.6 | 51.5 (※51.7) | 50.3 | 17.0% | 49.6 |

(2) 対策の方向性

基本理念：誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す

●科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・がんの1次予防（発生リスクの低減）
喫煙や多量飲酒などの生活習慣の改善、HPVワクチンの接種促進等の感染症対策
- ・がんの2次予防（早期発見・早期受診）（がん検診）
がん検診・精密検査の受診促進、二重読影体制の構築による胃内視鏡検査の導入促進
- ・各圏域における取組
圏域ごとに重点的に対策を講じるがん種を定め、受診率向上対策等の施策を推進

●患者本位で将来にわたって持続可能なしまねらしいがん医療の実現

- ・県内どこに住んでいても安心してがん医療が受けられる体制の構築
拠点病院体制の維持、病院間・病院と診療所・介護施設等の連携強化
感染症発生・まん延時や災害時等における診療体制の維持
- ・診断時からの切れ目のない緩和ケアの提供
医療・介護従事者の人材育成、苦痛のスクリーニングの推進、在宅緩和ケア提供体制の強化

●尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- ・患者・家族の治療や療養生活の悩みが軽減するための支援
アピアランス（外見）ケアの推進、がん患者の自死対策、高齢がん患者と家族の意思決定支援
- ・がんを正しく理解し、がんに向き合うためのがん教育
子ども・大人へのがん教育、患者や家族が必要とする情報へのアクセシビリティの向上

3. スケジュール

| | |
|--------|------------------------------|
| 令和5年9月 | 第1回がん対策推進協議会（計画概要の審議） |
| 11月 | 第2回がん対策推進協議会（計画素案の審議） |
| 12月 | 環境厚生委員会に報告、パブリックコメントの実施（～1月） |
| 令和6年2月 | 第3回がん対策推進協議会（計画案の審議） |
| 3月 | 環境厚生委員会に報告、策定・公表 |

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度について

1 制度導入の目的

事業所の人材育成や職場環境の改善などの取り組みを可視化し、福祉・介護業界への人材の参入の促進を図ることを目的とする。

2 制度の概要

人材育成や処遇・職場環境の改善に積極的に取り組む島根県内の福祉・介護事業者が「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言し、これからの進路を考える若者や求職者へその取り組みを情報発信する。

※令和5年4月時点で34都道府県が制度を導入済み。

(認証評価制度：12県、宣言制度：8都県、宣言及び認証評価制度：14道府県)

3 宣言対象の事業所

次のいずれかに該当する島根県内所在の法人が設置する別表に記載のあるサービス事業所等

- (1) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法に基づく指定又は許可を受けた事業所及び事業所を設置する法人
- (2) 児童福祉法に基づく指定を受けた障害児通所・入所支援施設及び事業所を設置する法人
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定を受けた事業所及び事業所を設置する法人

4 宣言する取組 (取組例)

| 分類 | 取組項目 (主なもの) |
|-------------|---|
| 処遇・職場環境の改善 | 明確な給与体系の導入、業務改善の取組、休暇取得・育児介護との両立支援、健康管理に関する取組、福利厚生制度の取組 |
| キャリアパスと人材育成 | キャリアパス制度の導入、人材育成計画の策定と研修の実施、資格取得に対する支援 |
| 新規採用職員の育成体制 | 新規採用者育成計画の策定と研修の実施、OJT指導者・エルダ一等への研修実施 |
| その他 | 地域における公益的な活動や地域交流等の取組 |

5 宣言の公表等

島根県のホームページで、上記4のような取組についての事業者自らの宣言内容を公表する。

また、島根県福祉人材センター等の関係団体と連携して幅広く周知を実施する。

6 宣言申請の受付

令和5年11月20日(月)から申請の受付を開始。受付は随時行う。

【別表】

| 介護サービス事業所・施設等 | 障がい福祉施設・サービス種別 |
|----------------------|----------------|
| 介護医療院 | 施設入所支援 |
| 介護老人保健施設 | 福祉型障害児入所施設 |
| 介護老人福祉施設 | 医療型障害児入所施設 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 居宅介護 |
| 特定施設入居者生活介護 | 重度訪問介護 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 同行援護 |
| 軽費老人ホーム | 行動援護 |
| 養護老人ホーム | 保育所等訪問支援 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 居宅訪問型児童発達支援 |
| 訪問介護 | 生活介護 |
| 訪問入浴介護 | 重度障害者等包括支援 |
| 訪問看護 | 自立訓練(生活訓練) |
| 訪問リハビリテーション | 自立訓練(機能訓練) |
| 居宅療養管理指導 | 就労移行支援 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 就労継続支援A型 |
| 夜間対応型訪問介護 | 就労継続支援B型 |
| 通所介護 | 就労定着支援 |
| 通所リハビリテーション | 放課後等デイサービス |
| 地域密着型通所介護 | 児童発達支援 |
| 認知症対応型通所介護 | 医療型児童発達支援 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 短期入所 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 療養介護 |
| 短期入所生活介護 | 自立生活援助 |
| 短期入所療養介護 | 共同生活援助(GH) |
| 居宅介護支援 | 計画相談支援 |
| 福祉用具貸与 | 障害児相談支援 |
| 特定福祉用具販売 | 地域移行支援 |
| | 地域定着支援 |

島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する 基本的な計画（素案）について

1. 計画の概要

(1) 位置づけ

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第8条に基づき、都道府県に策定が義務付けられている基本的計画

(2) 策定の趣旨

- ・法第7条に基づき定められた国の基本的な方針(令和5年3月29日公示)に即し、県が困難な問題を抱える女性への支援の中核的な役割を果たし、市町村・民間団体等と連携して、女性の人権尊重、女性が相談しやすい環境づくり、切れ目ない支援等のための対策を総合的かつ計画的に推進し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる地域社会の実現を目指すもの

(3) 法に基づく女性支援事業の対象

- ・性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は地域生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

(4) 計画の期間

- ・令和6年度～令和10年度（5年間）

2. 主な内容 ○別添「素案」

(1) 基本理念（目指す方向）

- ・女性一人ひとりの人権が尊重され、女性であるがゆえの生きづらさを抱えない社会
- ・本人の自己決定や自己選択を尊重した支援を通じた、女性のエンパワーメント^{※1}の実現
- ・すべての女性が安心して、かつ、自立して暮らせるための県・市町村・民間団体等の連携による支援体制の充実

(注) ^{※1}女性のエンパワーメント：女性が、自分自身の人生を自分でコントロール（自己決定）する力を身につけること。

(2) 施策体系

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1章 計画の策定にあたって | |
| 1 | 策定の趣旨 |
| 2 | 計画の位置づけ |
| 3 | 計画における施策の対象者 |
| 4 | 計画の期間 |
| 第2章 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制 | |
| 1 | 県と市町村の役割 |
| 2 | 支援に関わる関係機関の役割 |
| 第3章 困難な問題を抱える女性への支援をめぐる現状と課題 | |
| 1 | 現状 |
| 2 | 課題 |
| | (1) 女性の人権が尊重される社会づくりと、困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくり |
| | (2) 支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行うための支援体制の充実・強化 |
| | (3) 民間団体との連携・協働 |
| | (4) 県・市町村の女性相談支援の充実・強化 |
| 第4章 計画の体系（基本目標と施策の方向性） | |
| 1 | 基本理念（目指す方向） |
| 2 | 施策体系 |
| 3 | 基本目標 |
| I | 女性の人権が尊重される社会づくり |
| | 1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成 |
| II | 困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目ない支援 |
| | 2 相談窓口の周知とアウトリーチなどによる早期の把握 |
| | 3 発見から相談支援への適切なつなぎ |
| | 4 支援対象者に寄り添った相談支援 |
| III | 県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化 |
| | 5 支援の中核的な役割を担う機関の機能強化 |
| | 6 民間団体との連携・協働の推進 |
| | 7 関係機関との連携体制の充実 |
| 第5章 計画の推進体制・進行管理 | |

3. スケジュール

| | | |
|------|-----|------------------------|
| 令和5年 | 7月 | 第1回計画策定委員会（法の概要説明等） |
| | 9月 | 第2回計画策定委員会（計画構成（案）の審議） |
| | 11月 | 第3回計画策定委員会（計画素案の審議） |
| 令和6年 | 12月 | 環境厚生委員会に計画素案報告 |
| | 1月 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月 | 第4回計画策定委員会（計画最終（案）の審議） |
| | 3月 | 環境厚生委員会に報告 |
| | 3月 | 策定・公表 |

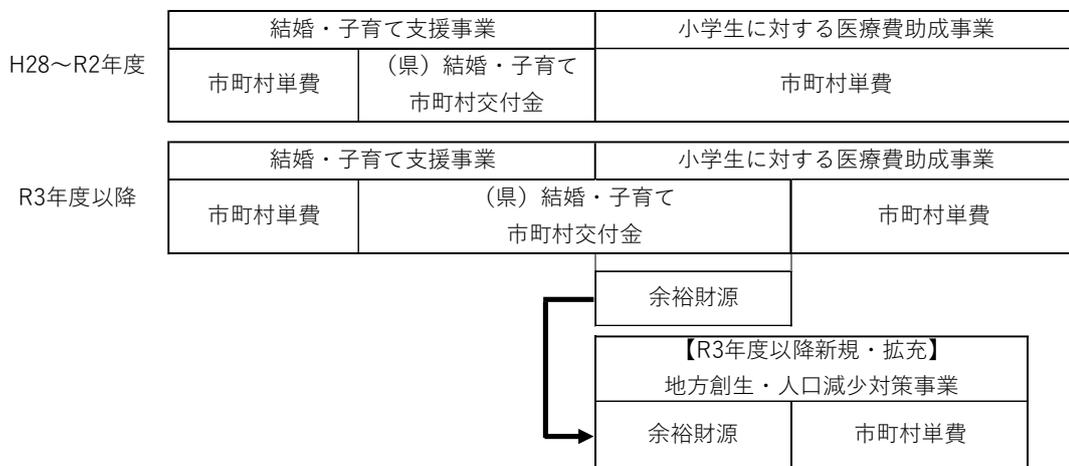
しまね結婚・子育て市町村交付金の子ども医療費に係る 財源活用状況について

1. しまね結婚・子育て市町村交付金による支援状況

- しまね結婚・子育て市町村交付金は、平成28年度に制度を創設し、市町村が出生数の増加のために行う未婚・晩婚化対策、安心して出産できる体制や子育てできる環境の整備等に要する経費を支援（予算額：150,000千円／年度）。
- 令和3年度からは、交付額を170,000千円増額し、メニューを拡充（予算額：320,000千円／年度）。

- ・対象メニューに「小学生に対する医療費助成」を追加
- ・既に小学生に対する医療費助成を行っている市町村に対しても支援することとし、県交付金増額により生じた市町村財源（以下「余裕財源」という。）は、地方創生・人口減少対策事業（新規・拡充分）に活用してもらうよう依頼
- ・余裕財源は、市町村独自の財源であることから、活用を交付金の交付要件とはしないが、財源の活用状況を県に報告してもらうよう要請

【イメージ図（一例）】



2. 県交付金増額により生じた市町村財源の活用状況 【別表】

(主な活用事例)

- ・子どもの医療費助成拡充（松江市、益田市、飯南町、川本町、海士町、隠岐の島町）
- ・看護学生等への修学資金貸付（浜田市）
- ・障がい児保育対策のための保育士配置に係る積算単価を増額（雲南市）
- ・若者による積極的起業や地域を牽引する新事業を喚起するための支援体制を構築するための調査・検証（松江市）

など

令和4年度しまね結婚・子育て支援交付金に係る振替対象事業

| | 各市町村における財源活用事業 | | | | 対象額(R4年度追加交付額) (千円) | |
|-------|------------------------|--------------------------|---|----------------------------|------------------------|---------|
| | 「島根創生計画」における取組 | 事業名 | 概要 | R4事業費 (市町村一般財源) (千円) | | |
| 松江市 | 保健・医療・介護の充実 | 子ども医療費助成 | 医療費助成対象を中学生入院費に拡大 | 14,272 | 55,433 | 54,007 |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 特定不妊治療費助成事業費 | 国制度に上乗せして助成 | 11,551 | | |
| | 保健・医療・介護の充実 | 産婦健康診査事業費 | 産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、健康診査費用を助成 | 3,317 | | |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 保育料スマート決済推進事業費 | コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリによる保育所保育料支払いの仕組みを導入(R4.9～) | 5,486 | | |
| | 保健・医療・介護の充実 | 医療的ケア児保育事業費 | 公立保育施設における医療的ケア児の受け入れ開始に伴い、看護師配置に係る人件費及び訪問看護委託費、環境整備費を負担(R4.4～) | 2,026 | | |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 子育て情報発信強化業費 | ・子育て支援広報動画を作成し、市SNSでの発信やテレビでの放映を実施 ・子育て情報発信強化アドバイザー会議を開催し、効果的な情報発信策を検討 | 402 | | |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 業務効率化推進事業費(公立私立幼保) | 保育士等の業務を軽減し、保育の質を向上するため、児童の登降園管理や保護者連絡等が可能な外部システムを導入 | 3,214 | | |
| | 力強い地域産業作り 女性活躍の推進 | まつえIT女子インターンシップ・プログラム事業費 | 女子学生を対象に市内IT企業へのインターンシップや資格取得を支援 | 1,207 | | |
| | 力強い地域産業作り | MATSUE起業エコシステム推進事業費 | 起業や新ビジネス創出に挑戦する時の一元相談窓口を設置し、アイデア段階から創業、成長の各段階に応じた伴走支援を産官学連携で行う仕組みを形成 | 9,857 | | |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 男性の育児休業取得促進事業費 | 男性の家事・育児参画の必要性を理解し応援する市民意識の醸成を目指すため、大々的かつ継続的に取得促進キャンペーンを展開 | 1,069 | | |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 妊婦・パートナー歯科健診事業費 | 妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診費用を助成 | 2,038 | | |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | ブックスタート事業費 | 4か月健診の際に対象者に絵本の読み聞かせと絵本を配布 | 994 | | |
| 浜田市 | 人材の確保・育成 | 看護学校学生等修学資金貸付事業 | 看護師、准看護師を養成する市内の学校に在学している学生に対し、修学資金の貸付けを実施 | 4,680 | 37,551 | 13,066 |
| | 結婚・出産・子育てへの支援 | 新生児子育て応援金支給事業 | 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもが出生した家庭に対して子育て応援金を支給 | 32,871 | | |
| 出雲市 | 保健・医療・介護の充実 | 子どもの医療費助成(拡充)に充当 | | | | 46,548 |
| 益田市 | 保健・医療・介護の充実 | 児童医療費助成事業 | 児童医療費助成の対象を中学校修了まで拡大 | 48,813 | 48,813 | 11,198 |
| 大田市 | 結婚・出産・子育てへの支援 教育の充実 | 幼児期通級指導事業 | 公立幼稚園で実施する幼児期通級指導教室担当者を1名から2名に増員 | 8,780 | 8,780 | 7,540 |
| 安来市 | 地域の強みを活かした圏域の発展 | 地域づくり支援事業 | 特定地域づくり事業を行う事業協同組合の運営を支援 | 8,096 | 10,533 | 9,323 |
| | 生活環境の保全 | 小型除雪機購入費支援事業 | 住民自らが行う除排雪の負担軽減を目的とした小型除雪機の購入費を補助 | 2,437 | | |
| 江津市 | 保健・医療・介護の充実 | 子どもの医療費助成(新規)に充当 | | | | 5,472 |
| 雲南市 | 人材の確保・育成 | 障がい児保育対策事業 | 公立幼稚園、保育所等における保育士配置に係る積算単価を増額 | 43,863 | 43,863 | 8,855 |
| 奥出雲町 | 結婚・出産・子育てへの支援 | 保育料完全無償化事業 | 国の無償化の対象とならない0歳児から2歳児の保育料を、保護者の所得にかかわらず無料化 | 4,259 | 4,259 | 2,571 |
| 飯南町 | 保健・医療・介護の充実 | 医療費助成対象拡充 | 医療費助成の対象を高校生まで拡大 | 1,496 | 1,496 | 959 |
| 川本町 | 保健・医療・介護の充実 | 子ども医療費助成事業(高校生拡充) | 医療費助成の対象を高校生まで拡大 | 2,004 | 2,004 | 662 |
| 美郷町 | 結婚・出産・子育てへの支援 教育の充実 | おおち保育園遊具改修工事事業 | 保育所園庭の遊具及び周辺環境を修繕・整備し、安全及び遊びの環境を充実 | 1,362 | 1,362 | 955 |
| 邑南町 | 結婚・出産・子育てへの支援 | 保育料負担軽減事業 | 3歳以上の児童の副食費を実費徴収とせず、事業所へ運営費として助成。また、主食についても現物持参とせず、保育所が提供を行い、運営費として助成。 | 8,491 | 8,491 | 2,173 |
| 津和野町 | 新しい人の流れづくり | 高校下宿促進事業 | 下宿等の家賃1月分に相当する額の2/3を助成 | 1,464 | 1,464 | 1,308 |
| 吉賀町 | 結婚・出産・子育てへの支援 | 吉賀町妊産婦通院補助金事業 | 町外の医療機関において分娩する必要がある場合、当該医療機関への通院費の一部を補助 | 629 | 3,139 | 1,180 |
| | 人材の確保・育成 | 社会福祉士等就学資金貸付金 | 社会福祉士、介護福祉士及び看護師を養成する学校等に在学する者に就学資金を貸付 | 2,510 | | |
| 海士町 | 保健・医療・介護の充実 | 乳幼児医療費助成事業 | 中学校卒業までの子どもの医療費助成について、自己負担額を無料化 | 3,467 | 3,467 | 490 |
| 西ノ島町 | 結婚・出産・子育てへの支援 | 特定不妊治療費助成事業費 | 医療保険適用の自己負担分を助成 | 500 | 500 | 495 |
| 知夫村 | 中山間地域・利用の暮らしの確保 | 自家用有償旅客運送事業(村営バス等) | 交通事業者の廃業に伴い、島内の生活交通維持の為、村営バス等の運営を実施 | 875 | 875 | 93 |
| 隠岐の島町 | 新しい人の流れづくり 人材の確保・育成 | 町内事業者の新たな雇用を支援する事業補助金事業 | 町内事業者で新たに40歳未満の新卒またはUターン者を雇用した事業所を支援 | 15,198 | 18,167 | 3,105 |
| | 保健・医療・介護の充実 | 子ども等医療費助成事業 | 義務教育終了までの子どもの医療費助成について、自己負担額を無料化 | 2,969 | | |
| 合 計 | | | | | | 170,000 |

子育て支援策に関する市町村の意向確認について

1 背景

- (1) 子育て世代への支援の充実については、「こども未来戦略方針」が閣議決定され、国は、児童手当の拡充をはじめとする経済的支援の強化等に取り組むこととされている。
- (2) これまで、子育て世帯への経済的支援に関する市町村、市長会、町村会等からの要望や県議会からの質問に対しては、以下のとおり回答
 - ① 子ども医療費や給食費の軽減などの基本的なサービスについては、国全体で統一的に制度設計されるべきものであり、国に対して、県の重点要望や知事会を通じて引き続き要望していく。
 - ② 対応できる財源に限りがある中で、用意できる財源や、各市町村で既の実施されている取組と、今後の方針を踏まえつつ、市町村とともに他の施策を含めた優先順位を検討する。
- (3) 税や社会保障費の上昇や物価高騰など、県民の負担が増加する中で、国の施策に加えて、県が子育て支援策を進めていくには、子育て世帯に直接支援を行っている市町村と協力して取り組むことが必要である。
そのため、本定例会の提案理由説明にて知事が表明したとおり、各市町村が今後取り組みたいと考える具体的な施策を伺うために意見照会を行った。

2 意見照会の内容

- (1) 市町村に対して次に該当する子育て支援策を伺う。
 - ① 子育て支援が充実したことにより住民が直接実感できる新規の事業であること（福祉分野に限定しない）
 - ② 長期にわたり継続して実施される事業であること
- (2) 回答締切
令和5年12月18日（月）

3 今後の流れ

- (1) 市町村からの回答結果を集約の上、県議会、市町村に情報提供
- (2) 回答結果を受け、財政負担も含めた実現性等について検討

島根県障がい者基本計画(素案)について

1. 計画の概要

(1) 位置づけ

障害者基本法第11条第2項で策定が義務づけられている都道府県障害者計画

(2) 改定の趣旨

- ・ 現計画が令和5年度で期間満了するため、この間の国の障がい者施策の改革等に対応しつつ、現状と課題を踏まえて新しい計画を策定
- ・ 障がい者施策の総合的な推進を図るため、中期的な障がい者施策の基本的方向等を定めるもので、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を本計画の実施計画とするもの

(3) 計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

2. 主な内容

(1) 計画の体系

| 項目 | 主な内容 |
|-------------------|--|
| 1. 差別の解消及び権利擁護の推進 | 障がい者差別の解消の推進、障がいに対する理解の促進、権利擁護のための施策の充実 |
| 2. 地域生活の充実 | サービス基盤の整備、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、生活支援体制の整備、障がい児支援の充実、スポーツ・文化芸術活動への支援、地域における福祉活動の充実 |
| 3. 就労支援 | 一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進、工賃等向上のための支援 |
| 4. 保健、医療、教育の充実 | 保健活動の推進、難病対策の推進、障がい者に対する適切な医療等の提供、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 |
| 5. 生活環境 | ひとにやさしいまちづくりの総合的推進、住宅・建築物・公共交通機関等のバリアフリー化の推進、防災・感染症・防犯対策の充実 |

(2) 見直しのポイント

- ① 「改正障害者差別解消法」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定等に伴う関係施策を反映
- ② 平成30年に公布、施行された「障害者文化芸術活動推進法」（第8条）に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての内容を併せ持つものとする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、今後の障害福祉サービス事業所での感染症対策を追加

3. スケジュール

- 令和5年7月 障がい者施策審議会（策定にあたっての考え方及び構成案の審議）
12月 環境厚生委員会に素案報告
計画素案について障がい者施策審議会委員、障がい者団体及び市町村へ意見照会
パブリックコメントの実施
- 令和6年2月 障がい者施策審議会（計画最終案の審議）
3月 環境厚生委員会に報告
3月中 策定・公表

第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画(素案)について

1. 計画の概要

(1) 位置づけ

- ・ 障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」、児童福祉法で規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定
- ・ 国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活移行や一般就労移行、障がい児支援体制の整備に関する成果目標やサービスの見込量、確保の方策を定めるもの。

(2) 計画期間

- ・ 令和6年度～令和8年度（3年間）

2. 主な内容

成果目標を定め、達成に向けた取組を実施

| 項目 | 主な取組 | 主な目標値 |
|---------------------------|---|---|
| ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 | ・ 相談支援体制の充実 ・ グループホーム等の住まいの場の整備 | 地域生活移行者数 【R8年度までの累計 68人 (R4施設入所者数の5.5%)】 |
| ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・ 精神疾患に対する正しい知識の普及・関係機関の連携による包括的な支援体制の構築 ・ 精神障がい者本人の意思を尊重した地域移行の促進 | 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数 【R8年度 325.3日以上】 |
| ③地域生活支援の充実【項目見直し】 | ・ 地域の実情を踏まえた地域生活支援拠点の整備及び機能の充実を促進 | 地域生活支援拠点数 【R8年度 36箇所】 |
| ④福祉施設から一般就労への移行等【項目見直し】 | ・ 障害者就業・生活支援センターを中心とした支援体制の強化 ・ 障がい者の能力・適性・雇用ニーズに対応した職業訓練の推進 | 一般就労移行者数 【R8年度 140人(R3年度実績の1.46倍)】 |
| ⑤障がい児支援の提供体制の整備等【項目見直し】 | ・ 医療的ケア児支援に係るコーディネーターの養成研修を実施し、市町村へのコーディネーターの配置を促進 ・ 難聴児支援のための中核的機能を含めた支援体制の構築 | 県、圏域、市町村ごとの関係機関による協議の場の設置 【R8年度 県、6圏域、13市町村】 |
| ⑥相談支援体制の充実・強化等 | ・ 地域の実情を踏まえた相談支援体制の充実・強化に向けた取組の促進 | 基幹相談支援センターの設置 【R8年度 12市町村】 |
| ⑦障害福祉サービス等の質の向上【項目見直し】 | ・ 障害福祉サービス事業所等への指導監査結果を関係市町村と共有 | 取組に係る体制の構築 【R8年度 県、17市町村】 |

3. スケジュール

- 令和5年7月 障がい者施策審議会（県基本指針等について審議）
11月 圏域別会議（市町村との調整等）
12月 環境厚生委員会に素案報告
計画素案について障がい者施策審議会委員、障がい者団体及び市町村へ意見照会
パブリックコメントの実施
- 令和6年2月 障がい者施策審議会（計画最終案の審議）
3月 環境厚生委員会に報告
3月中 策定・公表

障害者相談支援事業等の委託に係る消費税の取扱いについて

1. 概要

- 市町村が行う障害者相談支援事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったことから、令和5年10月4日付けこども家庭庁及び厚生労働省通知により、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等は社会福祉事業に該当せず消費税の課税対象である旨示された。
- 国が同通知で例示した課税となる障害者相談支援事業等に関し、県が実施する4事業の委託費に係る消費税等の取扱いを確認したところ、いずれも非課税として委託していた。

2. 誤って非課税としていた委託事業（委託先法人数）

- ・ 障害児等療育支援事業（8法人）
 - ・ 発達障害者支援センターを運営する事業（2法人）
 - ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（8法人）
 - ・ 医療的ケア児支援センターを運営する事業（2法人）
- 実法人数計 15 法人

3. 原因

上記事業を委託する際、根拠となる障害者総合支援法の障害者相談支援事業が、社会福祉事業に該当し、消費税が非課税になるものと誤認したため

4. 影響額（概算）

- ・ 本来負担すべき消費税等の額 75,530 千円（平成30年度～令和5年度分）
 - ・ 上記に係る延滞税相当額 4,600 千円
- 計 80,130 千円

5. 対応状況及び今後の対応

- (1) 受託法人に対し事情を説明の上、各法人に平成30年度から令和4年度分において納付すべきであった消費税等に延滞税等を加えた額を算定し修正申告するよう依頼済
- (2) 県から受託法人に支払うべきであった平成30年度分から令和5年度分までの委託料に係る消費税等及び延滞税等相当額を県から支出する方向で検討
- (3) 国の通知で例示された課税となる障害者相談支援事業等に関し、上記4事業以外の事業の消費税等の取扱いを厚生労働省に照会中

6. 再発防止

消費税の非課税となる特例等に該当する事業であるかどうかについては、関係法令等を確認の上、起案段階で法令根拠、確認方法を明記するなど確認を徹底

マイナンバー情報の総点検（障害者手帳、障害者自立支援医療） について

1. マイナンバー情報総点検の実施概要

- (1) 国（デジタル庁）のマイナンバー情報総点検本部において、マイナンバーの紐付け誤りに関する個別データの総点検を実施
- (2) 点検作業は、原則として11月末までに以下の順番で実施
 - ① 各手帳等の業務システムから個別データ（マイナンバー＋氏名、住所などの基本情報）の抽出
 - ② 住民基本台帳ネットワーク上のマイナンバー情報との照合
 - ③ 不一致データに係るマイナンバーの本人確認
- (3) 県では、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）及び障害者自立支援医療が点検対象
- (4) 12月12日開催のマイナンバー情報総点検本部で総点検の結果を公表
点検対象となった全事務の点検結果：点検件数8,208万件、紐付け誤り8,351件

2. 島根県の点検結果

- (1) 点検で判明した紐付け誤り

| 点検対象事務 | 点検対象件数 | 紐付け誤り件数 |
|-------------------|---------|---------|
| 身体障害者手帳 | 21,197件 | 0件 |
| 療育手帳 | 7,526件 | 2件 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 10,201件 | 3件 |
| 障害者自立支援医療（精神通院医療） | 27,904件 | 7件 |
| 合 計 | 66,828件 | 12件 |

- (2) 紐付け誤りの内容

- ・ 申請書に本人と家族等のマイナンバーが両方記載されており、家族のマイナンバーを紐付けたことによる誤り（10件）
- ・ 同姓同名の別人のマイナンバーを入力したことによる誤りなど（2件）

3. 紐付け誤りによる影響

県が確認したところ、本人や本人以外の第三者がマイナポータルを閲覧したことは確認されておらず、また県に紐付け誤りに関する問い合わせはない。

4. 対応

- (1) 誤りが判明した時点で、直ちにマイナポータル上での閲覧制限を設定
- (2) 紐付け誤りについては、誤ったデータの削除、再登録など作業中